

議案第119号参考資料

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正理由

平成28年5月に地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）の一部が改正され、国の地球温暖化対策推進本部の幹事に係る規定が削除されたことに伴い、条番号が整理され、地方公共団体実行計画等に係る規定が繰り下げられたため、川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例に引用している同法の条番号を変更するもの。

2 改正内容

地球温暖化対策推進法改正に伴い改正となる条例の条番号	現行	改正
第6条第2項第3号 (市長が策定する地球温暖化対策推進基本計画に定める事項を規定)	地球温暖化対策推進基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。 (略) (3) 法 <u>第20条の3第3項各号</u> に掲げる事項その他前号に掲げる目標を達成するために必要な施策の基本的方向に係る事項 (略)	地球温暖化対策推進基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。 (略) (3) 法 <u>第21条第3項各号</u> に掲げる事項その他前号に掲げる目標を達成するために必要な施策の基本的方向に係る事項 (略)
第6条第3項 (市長が地球温暖化対策推進基本計画と連携し行う温室効果ガス排出抑制等の施策を規定)	市長は、法 <u>第20条の3第4項</u> に定めるもののほか、温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある施策については、地球温暖化対策推進基本計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配意するものとする。	市長は、法 <u>第21条第4項</u> に定めるもののほか、温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある施策については、地球温暖化対策推進基本計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配意するものとする。
第31条第1項 (市長が委嘱する地球温暖化防止活動推進員に、必要に応じた支援を行うことを規定)	市は、地球温暖化防止活動推進員（法 <u>第23条第1項</u> の規定に基づき市長が委嘱する者をいう。）が、地域における地球温暖化対策を推進できるよう、必要に応じて支援するものとする。	市は、地球温暖化防止活動推進員（法 <u>第37条第1項</u> の規定に基づき市長が委嘱する者をいう。）が、地域における地球温暖化対策を推進できるよう、必要に応じて支援するものとする。
第32条 (市長が指定する地域地球温暖化防止活動推進センターに、必要に応じた支援を行うことを規定)	市は、地域地球温暖化防止活動推進センター（法 <u>第24条第1項</u> の規定に基づき市長が指定する者をいう。）が、事業者及び市民の積極的な取組を促進する役割を果たすことができるよう、必要に応じて支援するものとする。	市は、地域地球温暖化防止活動推進センター（法 <u>第38条第1項</u> の規定に基づき市長が指定する者をいう。）が、事業者及び市民の積極的な取組を促進する役割を果たすことができるよう、必要に応じて支援するものとする。

3 施行期日

公布の日から施行

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例 平成21年12月24日条例第52号</p> <p>川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例</p> <p>第1条～第5条 略 (地球温暖化対策推進基本計画)</p> <p>第6条 市長は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策の推進に関する基本計画（以下「地球温暖化対策推進基本計画」という。）を策定するものとする。</p> <p>2 地球温暖化対策推進基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 計画期間</p> <p>(2) 地球温暖化対策の目標</p> <p>(3) 法第21条第3項各号に掲げる事項その他前号に掲げる目標を達成するため必要な施策の基本的方向に係る事項</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、地球温暖化対策の推進に関し必要な事項</p> <p>3 市長は、法第21条第4項に定めるもののほか、温室効果ガスの排出の抑制等に關係のある施策については、地球温暖化対策推進基本計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配意するものとする。</p> <p>4 市長は、地球温暖化対策推進基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、川崎市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 市長は、地球温暖化対策推進基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表するものとする。</p> <p>6 市長は、地球温暖化対策に係る技術の向上及び社会情勢を踏まえ、必要があると認めるときは、地球温暖化対策推進基本計画を変更するものとする。</p>	<p>○川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例 平成21年12月24日条例第52号</p> <p>川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例</p> <p>第1条～第5条 略 (地球温暖化対策推進基本計画)</p> <p>第6条 市長は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策の推進に関する基本計画（以下「地球温暖化対策推進基本計画」という。）を策定するものとする。</p> <p>2 地球温暖化対策推進基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 計画期間</p> <p>(2) 地球温暖化対策の目標</p> <p>(3) 法第20条の3第3項各号に掲げる事項その他前号に掲げる目標を達成するため必要な施策の基本的方向に係る事項</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、地球温暖化対策の推進に関し必要な事項</p> <p>3 市長は、法第20条の3第4項に定めるもののほか、温室効果ガスの排出の抑制等に關係のある施策については、地球温暖化対策推進基本計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配意するものとする。</p> <p>4 市長は、地球温暖化対策推進基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、川崎市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 市長は、地球温暖化対策推進基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表するものとする。</p> <p>6 市長は、地球温暖化対策に係る技術の向上及び社会情勢を踏まえ、必要があると認めるときは、地球温暖化対策推進基本計画を変更するものとする。</p>

改正後	改正前
7 第4項及び第5項の規定は、前項の規定により地球温暖化対策推進基本計画を変更する場合に準用する。	7 第4項及び第5項の規定は、前項の規定により地球温暖化対策推進基本計画を変更する場合に準用する。
8 市長は、地球温暖化対策推進基本計画の達成状況等について、毎年度、審議会に報告するとともに、公表するものとする。	8 市長は、地球温暖化対策推進基本計画の達成状況等について、毎年度、審議会に報告するとともに、公表するものとする。
第7条～第30条 略	第7条～第30条 略
<p style="text-align: center;">第3章 地球温暖化対策の推進のための体制整備 (地球温暖化防止活動推進員に対する支援等)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 地球温暖化対策の推進のための体制整備 (地球温暖化防止活動推進員に対する支援等)</p>
第31条 市は、地球温暖化防止活動推進員（法第37条第1項の規定に基づき市長が委嘱する者をいう。以下「推進員」という。）が、地域における地球温暖化対策を推進できるよう、必要に応じて支援するものとする。	第31条 市は、地球温暖化防止活動推進員（法第23条第1項の規定に基づき市長が委嘱する者をいう。以下「推進員」という。）が、地域における地球温暖化対策を推進できるよう、必要に応じて支援するものとする。
2 市は、推進員と連携し、日常生活における温室効果ガスの排出の抑制等のための取組の推進に努めなければならない。	2 市は、推進員と連携し、日常生活における温室効果ガスの排出の抑制等のための取組の推進に努めなければならない。
(地域地球温暖化防止活動推進センターに対する支援)	(地域地球温暖化防止活動推進センターに対する支援)
第32条 市は、地域地球温暖化防止活動推進センター（法第38条第1項の規定に基づき市長が指定する者をいう。）が、事業者及び市民の積極的な取組を促進する役割を果たすことができるよう、必要に応じて支援するものとする。	第32条 市は、地域地球温暖化防止活動推進センター（法第24条第1項の規定に基づき市長が指定する者をいう。）が、事業者及び市民の積極的な取組を促進する役割を果たすことができるよう、必要に応じて支援するものとする。
以下省略	以下省略